

株 主 各 位

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

[第60期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）]

上記事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.axyz-grp.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

株式会社アクシーズ

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	計
提出会社	21百万円	－	21百万円
連結子会社	－	－	－
計	21	－	21

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

I. 決議の内容の概要

株式会社アクシーズ（以下「当社」という。）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を次のとおり整備する。

(1) 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理綱領をはじめとするコンプライアンス関連規程を整備し、取締役並びに社員、従業員、嘱託及びパートタイム労働者（以下「社員等」という。）が法令、定款、社会倫理等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を行うことの重要性を周知徹底する。そのため、経営企画室においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、教育・普及に努める。内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役に報告されるものとする。法令等に照らし疑義のある行為等について社員等が直接情報提供を行う体制を構築・運営する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等を適切に管理する。取締役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社のリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、経営企画室において当社のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては取締役会において速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び社員等が共有する全社的な目標を定め、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的目標及び効率的な達成計画を定める。その進捗状況について定期的に取り締役に報告し、進捗・改善を促す。また、経営上重要な業務執行事項や諸課題を審議し、取締役会及び取締役社長を補佐する組織として取締役、常勤の監査等委員である取締役及び各部署の長で構成する経営会議を置く。併せて、業務の効率化を実現するためITを活用したシステムを構築する。

- (5) ①から④に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①**当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- 当社の子会社の職務の執行状況及びその他事業活動に係る重要な事項については、当社の取締役会等にて報告を行う。
- 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関するプロジェクトチームを設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるためのシステムを含む体制を構築する。当社の内部監査部門は当社及びグループ各社の内部監査を内部監査規程に基づいて実施する。
- ②**当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、経営企画室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては当社の取締役会において速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を当社の取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。
- ③**当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- 当社の子会社の取締役等は、組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的目標及び効率的な達成計画を定める。その進捗状況について定期的に当社の取締役会等に報告し、進捗・改善を促す。併せて、業務の効率化を実現するためITを活用したシステムを構築する。
- ④**当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- 当社の子会社は、倫理綱領をはじめとするコンプライアンス関連規程を整備し、取締役等及び社員等が法令、定款、社会倫理等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を行うことの重要性を周知徹底する。そのため、当社の経営企画室においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、教育・普及に努める。内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に当社の取締役会等に報告されるものとする。法令等に照らし疑義のある行為等について社員等が直接情報提供を行う体制を構築・運営する。
- (6) **当社の監査等委員である取締役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**
- 当社の監査等委員である取締役は、内部監査部門所属の社員等に監査業務に必要な事項を命令できるものとする。

- (7) (6) の従業員の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
当社の監査等委員である取締役から監査業務に必要な命令を受けた社員等は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び所属長の指揮命令を受けないものとする。
- (8) 当社の監査等委員である取締役の(6) の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員である取締役の職務を補助する従業員の任命・人事考課・人事異動・懲戒処分等については、あらかじめ監査等委員である取締役の同意を得るものとする。
- (9) ①及び②に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は社員等は、常勤の監査等委員である取締役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。また、監査等委員である取締役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の施行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は社員等にその説明を求めることができる。
- ②当社の子会社の取締役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
取締役等は、当社の常勤の監査等委員である取締役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。また、当社の監査等委員である取締役は、必要に応じて取締役等にその説明を求めることができる。
- (10) (9) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員である取締役に報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は社員等が、報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしてはならないものとする。
- (11) 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員である取締役が、その職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- (12) その他当社の監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査等委員である取締役は、取締役会及び経営会議に出席し意見を述べるることができるものとする。取締役社長は監査等委員である取締役との間で定期的に意見交換を行う。

Ⅱ. 体制の運用状況の概要

当社は、内部統制基本方針に基づき、下記の取組みを実施しております。

- (1) 取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会に報告しております。
- (2) リスク管理規程により、経営企画室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理しております。内部監査部門がグループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。
- (3) 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- (4) 監査等委員である取締役は、取締役会及び経営会議等に出席しております。また、取締役社長は監査等委員である取締役との間で定期的に意見交換を行っております。
- (5) 監査等委員である取締役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日  
至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

|                                          | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|------------------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                                | 452     | 428       | 16,339    | △1      | 17,218      |
| 当 期 変 動 額                                |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                              |         |           | △505      |         | △505        |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る<br>当 期 純 利 益         |         |           | 1,943     |         | 1,943       |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |         |           |           | △0      | △0          |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | -       | -         | 1,438     | △0      | 1,437       |
| 当 期 末 残 高                                | 452     | 428       | 17,777    | △2      | 18,656      |

|                                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                              | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------|
|                                          | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                                | 109                        | 109                          | 17,328    |
| 当 期 変 動 額                                |                            |                              |           |
| 剰 余 金 の 配 当                              |                            |                              | △505      |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る<br>当 期 純 利 益         |                            |                              | 1,943     |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |                            |                              | △0        |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | 6                          | 6                            | 6         |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | 6                          | 6                            | 1,444     |
| 当 期 末 残 高                                | 116                        | 116                          | 18,772    |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………7社

主要な連結子会社の名称……………株式会社アクシーズフーズ  
株式会社アクシーズケミカル  
錦江湾飼料株式会社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数……………1社

主要な会社等の名称……………有限会社南九州バイオマス

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. 棚卸資産

製品、仕掛品、原材料

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～10年



- ロ. 無形固定資産 ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準  
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ①食品  
食品事業では、直営の肥育施設で飼育されたブロイラーによる鶏肉を製造販売しております。製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、着荷日で収益を認識しております。
- ②外食  
外食事業では、ケンタッキーフライドチキン等の販売を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。
- ③エネルギー  
エネルギー事業では、再生可能エネルギーの供給を行っております。製造した再生可能エネルギーを顧客との契約において供給した時点で履行義務を充足したと判断し、供給量に応じて契約に定められた金額に基づいて収益を認識しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる事項
- イ. 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、原則として連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行うこととしております。

なお、金額的重要性の乏しい場合には、発生年度の損益として処理することとしております。

**【会計方針の変更】**

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、外食事業において、他社が運営するポイント制度について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識し、ポイント付与相当額を販売費及び一般管理費として計上していましたが、当該対価の総額からポイント付与相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

**【連結貸借対照表に関する注記】**

|                                                  |              |
|--------------------------------------------------|--------------|
| 1. 担保に供している資産                                    |              |
| 建物及び構築物                                          | 2百万円         |
| 土地                                               | 1,708        |
| 計                                                | <u>1,711</u> |
| 上記資産には、銀行取引に関わる根抵当権及び抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。 |              |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額                                | 9,045百万円     |
| 3. 国庫補助金等による圧縮記帳額                                | 309百万円       |
| (うち、当連結会計年度の圧縮記帳額)                               | ( -百万円)      |

**【連結株主資本等変動計算書に関する注記】**

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当連結会計年度末株式数 |
|----------|-------------|
| 普通株式     | 5,617,500株  |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年9月15日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 505             | 90.00           | 2021年6月30日 | 2021年9月16日 |

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年9月21日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 533             | 95.00           | 2022年6月30日 | 2022年9月22日 |

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用して為替の変動リスクをヘッジしております。

社債は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、すべて固定金利の調達であり金利の変動リスクに晒されておられません。

リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、固定金利の調達であり金利の変動リスクに晒されておられません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握して保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------|---------------------|----------|----------|
| (1) 投資有価証券    |                     |          |          |
| その他有価証券       | 464                 | 464      | －        |
| 資産計           | 464                 | 464      | －        |
| (1) 社債        | 35                  | 36       | 0        |
| (2) リース債務(※3) | 131                 | 135      | 4        |
| 負債計           | 167                 | 171      | 4        |
| デリバティブ取引(※4)  | 3                   | 3        | －        |

(※1)「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 59百万円      |

(※3)1年以内返済予定のリース債務を含んでおります。

(※4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年6月30日）

| 区分       | 時価（百万円） |      |      |     |
|----------|---------|------|------|-----|
|          | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 投資有価証券   |         |      |      |     |
| その他有価証券  | 464     | －    | －    | 464 |
| デリバティブ取引 |         |      |      |     |
| 通貨関連     | －       | 3    | －    | 3   |
| 資産計      | 464     | 3    | －    | 467 |

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年6月30日）

| 区分    | 時価（百万円） |      |      |     |
|-------|---------|------|------|-----|
|       | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 社債    | －       | 36   | －    | 36  |
| リース債務 | －       | 135  | －    | 135 |
| 負債計   | －       | 171  | －    | 171 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**【収益認識に関する注記】**

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

|               | 報告セグメント（百万円） |       |       |        |
|---------------|--------------|-------|-------|--------|
|               | 食品           | 外食    | エネルギー | 合計     |
| 顧客との契約から生じる収益 | 18,009       | 3,202 | 512   | 21,725 |
| その他の収益        | －            | －     | －     | －      |
| 外部顧客への売上高     | 18,009       | 3,202 | 512   | 21,725 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

イ. 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高がなく、変動も発生していないため、記載を省略しております。また、前連結会計年度以前の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

ロ. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。



**【1株当たり情報に関する注記】**

1株当たり純資産額

3,342円87銭

1株当たり当期純利益

346円07銭

**【重要な後発事象に関する注記】**

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日  
至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

|                                    | 株 主 資 本 |           |             |           |                 |       |             | 利益剰余金<br>合計 |
|------------------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|-----------------|-------|-------------|-------------|
|                                    | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |       |             |             |
|                                    |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 |           | 特別償却<br>準備金     | 別途積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当 期 首 残 高                          | 452     | 428       | 428         | 41        | 151             | 2,250 | 10,891      | 13,334      |
| 会計方針の変更による累積<br>的影響額               |         |           |             |           |                 |       | △3          | △3          |
| 会計方針の変更を<br>反映した当期首残高              | 452     | 428       | 428         | 41        | 151             | 2,250 | 10,887      | 13,331      |
| 当 期 変 動 額                          |         |           |             |           |                 |       |             |             |
| 特別償却準備金の取崩<br>剰余金の配当               |         |           |             |           | △107            |       | 107         | -           |
| 当期純利益                              |         |           |             |           |                 |       | △505        | △505        |
| 自己株式の取得<br>株主資本以外の<br>項目の当期変動額(純額) |         |           |             |           |                 |       | 1,757       | 1,757       |
| 当 期 変 動 額 合 計                      | -       | -         | -           | -         | △107            | -     | 1,358       | 1,251       |
| 当 期 末 残 高                          | 452     | 428       | 428         | 41        | 44              | 2,250 | 12,246      | 14,582      |

|                         | 株 主 資 本 |               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          |                       | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|---------------|--------------------------|-----------------------|-----------|
|                         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合計 | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等<br>合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △1      | 14,213        | 68                       | 68                    | 14,281    |
| 会計方針の変更による累積<br>的影響額    |         | △3            |                          |                       | △3        |
| 会計方針の変更を<br>反映した当期首残高   | △1      | 14,210        | 68                       | 68                    | 14,278    |
| 当 期 変 動 額               |         |               |                          |                       |           |
| 特別償却準備金の取崩<br>剰余金の配当    |         | -             |                          |                       | -         |
| 当期純利益                   |         | △505          |                          |                       | △505      |
| 自己株式の取得                 | △0      | 1,757         |                          |                       | 1,757     |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額(純額) |         | △0            | 6                        | 6                     | △0        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △0      | 1,251         | 6                        | 6                     | 1,257     |
| 当 期 末 残 高               | △2      | 15,461        | 74                       | 74                    | 15,535    |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
  - デリバティブ……………時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - 製品、仕掛品、原材料……………売価還元法による原価法。但し、原材料のうち飼料については先入先出法による原価法（いずれも貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - 貯蔵品……………最終仕入原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 2～47年 |
| 構築物       | 2～35年 |
| 機械及び装置    | 2～17年 |
| 車両運搬具     | 2～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～10年 |
  - (2) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### ①食品

食品事業では、直営の肥育施設で飼育されたブロイラーによる鶏肉を製造販売しております。製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、着荷日で収益を認識しております。

### ②エネルギー

エネルギー事業では、再生可能エネルギーの供給を行っております。製造した再生可能エネルギーを顧客との契約において供給した時点で履行義務を充足したと判断し、供給量に応じて契約に定められた金額に基づいて収益を認識しております。

## 7. その他計算書類作成のための基本となる事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、原則として期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

有償支給取引については、従来は支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これにより、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高及び売上原価がそれぞれ291百万円減少しております。

また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期期首残高は3百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

**【貸借対照表に関する注記】**

## 1. 担保に供している資産

|    |              |
|----|--------------|
| 建物 | 2百万円         |
| 土地 | 1,708        |
| 計  | <u>1,711</u> |

上記資産には、銀行取引に関わる根抵当権及び抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額

|           |              |
|-----------|--------------|
| 建物        | 1,476百万円     |
| 構築物       | 370          |
| 機械及び装置    | 729          |
| 車両運搬具     | 108          |
| 工具、器具及び備品 | 5,411        |
| リース資産     | 27           |
| 計         | <u>8,123</u> |

## 3. 国庫補助金等による圧縮記帳額

(うち、当事業年度の圧縮記帳額) ( 308百万円  
-百万円)

## 4. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 17百万円

**【損益計算書に関する注記】**

## 関係会社との取引高

## 営業取引による取引高

|     |       |
|-----|-------|
| 売上高 | 0百万円  |
| 仕入高 | 7,756 |
| その他 | 360   |

営業取引以外の取引による取引高 288

**【株主資本等変動計算書に関する注記】**

自己株式の種類及び数

| 自己株式の種類 | 当事業年度末株式数 |
|---------|-----------|
| 普通株式    | 1,758株    |

**【税効果会計に関する注記】**

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |        |
|--------------|--------|
| 繰延税金資産       |        |
| 退職給付引当金      | 53 百万円 |
| 役員退職慰労引当金    | 12     |
| 減損損失         | 194    |
| 未払事業税        | 9      |
| その他          | 18     |
| 繰延税金資産小計     | 288    |
| 評価性引当額       | △200   |
| 繰延税金資産合計     | 88     |
| 繰延税金負債       |        |
| 特別償却準備金      | △19    |
| その他有価証券評価差額金 | △32    |
| 繰延税金負債合計     | △52    |
| 繰延税金資産の純額    | 36     |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因

|                      |        |
|----------------------|--------|
| となった主要な項目別の内訳        |        |
| 法定実効税率               | 30.5 % |
| (調整)                 |        |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.8   |
| 評価性引当額の増減            | 0.1    |
| 法人税額の特別控除額           | △4.2   |
| その他                  | △0.9   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 21.7   |

**【収益認識に関する注記】**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**【関連当事者との取引に関する注記】**

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称   | 議決権の<br>所有(被所有)の<br>割合<br>(%) | 関連当事者との関係        | 取引の内容           | 取引金額  | 科目  | 期末残高 |
|-----|----------|-------------------------------|------------------|-----------------|-------|-----|------|
| 子会社 | 錦江湾飼料(株) | (所有)<br>直接<br>100.00          | 飼料原料の供給及び飼料製造の委託 | 飼料の仕入等<br>(注) 1 | 6,845 | 買掛金 | —    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 錦江湾飼料(株)からの飼料の仕入単価につきましては、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。



**【1株当たり情報に関する注記】**

1株当たり純資産額

2,766円50銭

1株当たり当期純利益

312円90銭

**【重要な後発事象に関する注記】**

該当事項はありません。